

令和2年第3回教育委員会定例会次第

開催日時 令和2年3月18日（水）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議題

- (1) 春日井市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- (2) 令和2年度学校教育指導の方針・重点について
- (3) 令和2年度教育長職務代理者の指定について
- (4) 教育委員会事務局等人事異動について

2 報告

- (1) 令和2年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について

議題1 春日井市立学校管理規則の一部を改正する規則について

学校・教員の業務の適正化を図るため、事務職員等の職務等を明確にするとともに、一部の職務の権限を拡大することで、校務への参加を強く促し、これまで教員が担っていた事務の負担を軽減するために必要な事項を定めるもの。

春日井市立学校管理規則の一部を改正する規則

春日井市立学校管理規則（昭和35年春日井市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の10（見出しを含む。）中「事務職員等」を「事務職員」に改め、同条別表を次のように改める。

職名	職務
総括事務長	上司の命を受け、別表に定める事務を総括処理する。
事務長	上司の命を受け、別表に定める事務を処理する。
主査	上司の命を受け、別表に定める事務を整理する。
主任	上司の命を受け、別表に定める事務をつかさどり、一部の事務を整理する。
主事	上司の命を受け、別表に定める事務をつかさどる。

第15条の11の次に次の1条を加える。

（現業員）

第15条の11の2 学校に、現業員を置くことができる。

2 現業員は、校長の監督を受け、施設等の清掃その他の諸作業に従事する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第15条の10関係）

区分	職務内容
学校運営	企画運営に関すること。
	諸規定の制定に関すること。
	学校事務全般に関すること。
共同学校事務室	共同学校事務室に関すること。
庶務	庶務に関すること。
	文書及び情報に関すること。
	調査統計に関すること。
	証明に関すること。
	渉外に関すること。

区分	職務内容
学務	学籍に関すること。
	就学援助に関すること。
	教科用図書等に関すること。
人事	人事事務に関すること。
	服務事務に関すること。
	免許事務に関すること。
給与	給与に関すること。
	旅費に関すること。
福利厚生	福利厚生に関すること。
経理	予算管理に関すること。
	決算に関すること。
	契約履行に関すること。
	補助金及び委託料に関すること。
	学校徴収金に関すること。
管財	物品に関すること。
	施設及び設備に関すること。
監査	監査及び検査に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

春日井市立学校管理規則（昭和35年春日井市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現 行	改正案																										
<p>第15条の9 略 （事務職員等）</p> <p>第15条の10 学校に、それぞれ次の表の職名欄に掲げる事務職員等の職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>第15条の9 略 （事務職員）</p> <p>第15条の10 学校に、それぞれ次の表の職名欄に掲げる事務職員の職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括事務長</td> <td>上司の命を受け、事務を総括処理する。</td> </tr> <tr> <td>事務長</td> <td>上司の命を受け、事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>上司の命を受け、事務を整理する。</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>上司の命を受け、事務をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>上司の命を受け、事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>現業員</td> <td>施設等の清掃その他の諸作業に従事する。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職務	総括事務長	上司の命を受け、事務を総括処理する。	事務長	上司の命を受け、事務を処理する。	主査	上司の命を受け、事務を整理する。	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	現業員	施設等の清掃その他の諸作業に従事する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括事務長</td> <td>上司の命を受け、別表に定める事務を総括処理する。</td> </tr> <tr> <td>事務長</td> <td>上司の命を受け、別表に定める事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>上司の命を受け、別表に定める事務を整理する。</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>上司の命を受け、別表に定める事務をつかさどり、一部の事務を整理する。</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>上司の命を受け、別表に定める事務をつかさどる。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職務	総括事務長	上司の命を受け、別表に定める事務を総括処理する。	事務長	上司の命を受け、別表に定める事務を処理する。	主査	上司の命を受け、別表に定める事務を整理する。	主任	上司の命を受け、別表に定める事務をつかさどり、一部の事務を整理する。	主事	上司の命を受け、別表に定める事務をつかさどる。
職名	職務																										
総括事務長	上司の命を受け、事務を総括処理する。																										
事務長	上司の命を受け、事務を処理する。																										
主査	上司の命を受け、事務を整理する。																										
主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。																										
主事	上司の命を受け、事務に従事する。																										
現業員	施設等の清掃その他の諸作業に従事する。																										
職名	職務																										
総括事務長	上司の命を受け、別表に定める事務を総括処理する。																										
事務長	上司の命を受け、別表に定める事務を処理する。																										
主査	上司の命を受け、別表に定める事務を整理する。																										
主任	上司の命を受け、別表に定める事務をつかさどり、一部の事務を整理する。																										
主事	上司の命を受け、別表に定める事務をつかさどる。																										
<p>第15条の11 略</p> <p>第15条の12～第28条 略</p>	<p>第15条の11 略 （現業員）</p> <p>第15条の11の2 学校に現業員を置くことができる。</p> <p>2 現業員は、校長の監督を受け、施設等の清掃その他の諸作業に従事する。</p> <p>第15条の12～第28条 略</p>																										
	<p>別表（第15条の10関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学校運営</td> <td>企画運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>諸規定の制定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>学校事務全般に関すること。</td> </tr> <tr> <td>共同学校事務室</td> <td>共同学校事務室に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職務内容	学校運営	企画運営に関すること。	諸規定の制定に関すること。	学校事務全般に関すること。	共同学校事務室	共同学校事務室に関すること。																		
区分	職務内容																										
学校運営	企画運営に関すること。																										
	諸規定の制定に関すること。																										
	学校事務全般に関すること。																										
共同学校事務室	共同学校事務室に関すること。																										

現 行	改正案	
	区分	職務内容
	庶務	庶務に関する <u>こと。</u>
		文書及び情報に関する <u>こと。</u>
		調査統計に関する <u>こと。</u>
		証明に関する <u>こと。</u>
		渉外に関する <u>こと。</u>
	学務	学籍に関する <u>こと。</u>
		就学援助に関する <u>こと。</u>
		教科用図書等に関する <u>こと。</u>
	人事	人事事務に関する <u>こと。</u>
		服務事務に関する <u>こと。</u>
		免許事務に関する <u>こと。</u>
	給与	給与に関する <u>こと。</u>
		旅費に関する <u>こと。</u>
	福利厚生	福利厚生に関する <u>こと。</u>
	経理	予算管理に関する <u>こと。</u>
		決算に関する <u>こと。</u>
		契約履行に関する <u>こと。</u>
		補助金及び委託料に関する <u>こと。</u>
		学校徴収金に関する <u>こと。</u>
	管財	物品に関する <u>こと。</u>
		施設及び設備に関する <u>こと。</u>
	監査	監査及び検査に関する <u>こと。</u>

議題2 令和2年度学校教育指導の方針・重点について

令和元年12月23日付け31教高第1355-2号であった愛知県教育委員会の学校教育に関する通知を受け、本市の市立小中学校に向けた令和2年度学校教育指導の方針・重点を定めるもの。

令和2年度 学校教育指導の方針・重点について（案）

春日井市教育委員会

令和2年度学校教育の指導については、県の通知を受けて、本市学校教育指導の方針・重点を、次のとおり定めました。

各学校においては、児童生徒の安全に配慮し、校長のリーダーシップの下、社会のニーズや児童生徒の課題などを踏まえた経営ビジョンを明確にし、特色ある教育活動を推進することが重要です。

また、学習指導要領の趣旨を十分理解し、児童生徒の実態を踏まえて学校教育の目標を設定するとともに、教育者としての使命を自覚し、一致協力して公教育の推進に努力されるよう期待します。

○ 指導の方針

- 1 命を尊び、心や体を鍛え、たくましく生きる力を養う。
- 2 真理を求める態度と、自ら学び、深く考え、広い視野をもって主体的に行動する力を養う。
- 3 礼節を重んじ、自らを律し、他とともに心豊かな生活を築く態度を養う。

○ 指導の重点

- 1 学校教育の目標を踏まえ、その具現化に努める。
 - (1) 個人の尊厳と人間尊重の精神に基づく教育の推進に努める。
 - (2) 生命及び自然を尊重し、社会のルールを大切にすることを育てる道徳教育の充実に努める。
 - (3) 郷土の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚と態度の醸成に努める。
- 2 学習指導要領の趣旨を踏まえて、生涯学習の基礎となる資質と態度の育成に努める。
 - (1) 生涯学習の基礎を培う観点から、心と体を鍛え、たくましく生きる力を育成する指導と評価の工夫に努める。
 - (2) 言語活動を充実し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育む。
 - (3) 体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、主体的に学習に取り組む態度を養う。
 - (4) 善悪についての判断力や望ましい社会性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心などの育成に努めるとともに、自己の生き方についての考えを深めさせる。
 - (5) 個性を生かし、創造性の伸長を図り、心豊かな生活を築く意欲と態度の育成に努める。
 - (6) 障がいのある児童生徒には、主体的に社会参加できる力を育成するため、障がいの状態に応じて、きめ細やかな支援・指導をするように努める。また、障害のある児童生徒が、十分に教育を受けられるための「合理的配慮」及びその基礎となる環境整備を行う。
- 3 家庭や地域社会との連携を深め、健全な児童生徒の育成に努める。
 - (1) 家庭・地域社会・学校が果たす役割を考え、相互の連携を深めるとともに、より信頼される開かれた学校運営を目指し、地域ぐるみで指導の充実に努める。
 - (2) 学校内外における自然体験や社会的体験活動などの体験的な活動を通して、社会の形成に参画しその発展に寄与する態度や環境の保全に寄与する態度を養う。

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会教育長

令和2年度学校教育について（通知）

このことについて、下記のとおり定めました。

については、貴管内の市町村教育委員会並びに幼稚園、小・中学校等へ周知するとともに、その趣旨に沿って格別の指導をお願いします。

記

令和2年度学校教育について

学校教育は、幼児児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質を育てることを目的として行うものである。

各学校においては、本県教育振興基本計画に基づき、知・徳・体の調和のとれた人間形成と個性の伸長を図るとともに、自他の敬愛と協力を重んじ、公共の精神を尊び、創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命を自覚し、学校教育の目的と学習指導要領等の趣旨を十分理解し、校(園)長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力されるよう期待する。

指導の方針

- 1 命を尊び、心や体を鍛え、たくましく生きる力を養う。
- 2 真理を求める態度と、自ら学び、深く考え、広い視野をもって主体的に行動する力を養う。
- 3 礼節を重んじ、自らを律し、他とともに心豊かな生活を築く態度を養う。

担当 高等学校教育課 生徒指導グループ（林）
義務教育課 教科指導・人権教育グループ（吉田）
特別支援教育課 指導グループ（榊原）
電話 052-954-6786（高等学校教育課ダイヤルイン）
052-954-6790（義務教育課ダイヤルイン）
052-954-6798（特別支援教育課ダイヤルイン）

議題3 令和2年度教育長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長の職務を行う者を指名するもの。

議題4 教育委員会事務局等人事異動について

教育委員会事務局等人事異動を実施するもの。

報告1 令和2年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について

	月 日	曜日	時 間
第4回	4月13日	月	午前10時00分～
第5回	5月27日	水	午後1時30分～
第6回	6月17日	水	午後1時30分～
第7回	7月15日	水	午後1時30分～
第8回	8月19日	水	午後1時30分～
第9回	9月16日	水	午後1時30分～
第10回	10月21日	水	午後1時30分～
第11回	11月18日	水	午後1時30分～
第12回	12月16日	水	午後1時30分～